

Q1 どんな業種でどれくらいの件数のリコールがあるの？
家電以外に「リコール」ってあまり起こらないのでは？

A. 幅広い品目でリコールは実施されています。

業種	件数	業種	件数
家電製品	683	住居品	427
食料品	250	建物・設備	183
保健衛生品	223	文具・娯楽用品	308
被服品	348	光熱水品	5

※件数は平成27年12月29日現在(車両・乗り物のリコールを除く)
<出典>消費者庁ホームページ「リコール情報検索」

Q3 「リコール」は不良品の回収に関わる費用を負担すればいいの？

A. そんなことはありません。

■例えばこのような費用がかかる場合があります。

- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- 回収生産物が否かまたは不具合の有無について確認するための費用
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- 回収生産物の廃棄費用

これだけ身近なリスクで費用もかかる「リコール」への対策をするために「充実補償リコール特約」をご用意しています。
すでに限定補償リコール特約にご加入の方もさらに補償の厚い「充実補償リコール特約」へのご加入をおすすめします。

引受保険会社(2016年度) 本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです(50音順)。

◇印の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っています。
◆印の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っています。

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
◇◆ あいおいニッセイ同和損害保険	08	◇ セコム損害保険	11	◇◆ 日新火災海上保険	14
◇ 朝日火災海上保険	18	◆◆ 損保ジャパン日本興亜	17	◇ 富士火災海上保険	16
◇◆ 共栄火災海上保険	02	◆◆ 大同火災海上保険	22	◇◆ 三井住友海上火災保険	04
◇◆ 現代海上火災保険	96	◆◆ 東京海上日動火災保険	09		

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社(現代海上火災保険を除く)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社(現代海上火災保険を除く)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料)
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

ご連絡先

募集代理店

団体名等

募集代理店所属保険会社

●事務管理代理店は会員所属団体が商工会議所の場合は(有)石垣サービス、商工会の場合は(株)ふるさとサービス、中小企業団体中央会傘下の協同組合等の場合は(有)エヌ・エス・エイサービスとなります。募集は上記募集代理店が行いますので、ご加入方法・商品内容等のご質問は上記募集代理店までお問い合わせください。

15-T10472
E14-84780(1) 改定201602

Q2 でも「リコール」って生産物を製造している完成品メーカーだけが実施するものですよね？

A. そんなことはありません。

完成品メーカーだけでなく部品メーカーや販売業者もリコールを実施する場合があります。

■リコール実施事例



Q4 「リコール」って実施するとどれくらい費用がかかるの？

A. 数千万円の費用がかかる場合もあります。

費用		
金額	項目	内容
約8,800万円	社告費用	全国紙4紙に4段広告(約14cm×約35cm)を掲載
約2,900万円	廃棄費用	化学物質が混入した食品約700tの廃棄費用
約200万円/月	通信費用	製品を回収するにあたり、コールセンターを立ち上げたため、オペレーター人件費、設備代、通話代等の費用が発生
約700万円/月	輸送費用・賃借費用	回収した製品の輸送費および保管目的で賃借した倉庫料

※費用の内容は実際の事故例に基づき東京海上日動火災で作成した想定内容です。

中小企業PL保険制度

生産物賠償責任保険
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

商工3団体による中小企業会員のための全国制度

【中小企業のための専用商品設計による保険料】



製造業

飲食業

さらに

「充実補償リコール特約」「限定補償リコール特約」をご用意しています。

- ・製品不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとたびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・リコールを実施した場合、経営悪化の可能性がります。

この機会にぜひともご加入をおすすめします!



工事業

請負業

販売業

PL保険制度 生産物賠償責任保険 (中小企業製造物責任制度対策協議会用)

- 1 中小企業のための専用商品設計によりご加入いただきやすい保険料を実現!!
- 2 全国で約55,000件の引受実績!! 制度発足以来、17,000件を超える支払い実績!!
- 3 製造業だけではなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象!!

保険内容

被保険者(補償を受けることができる方)が生産・販売し、かつ、被保険者の占有を離れた財物^{※1}(生産物)や、被保険者が行った仕事^{※2}の結果が原因で日本国内で発生した対人・対物事故(以下「PL事故」といいます。)が過日^{※3}以降に発生し、加入期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- *1 加入者証記載の財物・仕事に限ります。
- *2 過日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3をご参照ください。

事例

- 「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。
- 請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後・お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってこれらの事故について補償を受けるためには、PL保険への加入が必要です。

製造業

被保険者が製造したオープントースターが発火し、家屋を全焼させた。

損害額
約6,700万円

製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

損害額
約300万円

工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。

損害額
約1,900万円

請負業

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。

損害額
約4,000万円

卸売業

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。

損害額
約300万円

飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額
約1,400万円

リコール特約 [任意加入]

- 1 選べる2つの特約!!
- 2 充実補償リコール特約なら対人・対物事故のおそれにより実施する「リコール」も補償!!
対人・対物事故のおそれによるリコールについて
実際に対人・対物事故が発生していない以下のケース等により実施するリコール
・法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品 等
・品質保持期限の誤表示等
・従業員による食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ
- 3 制度発足9年間で約14,000件の加入実績!!
- 4 部品製造事業者も対象!!
- 5 販売事業者のリスクも補償!!

保険内容

被保険者が生産物^{※3}のかしに起因して、リコール^{※4}を実施することにより生じた費用^{※5}を負担することによる損害を補償します。他人の身体障害・財物損壊(以下「対人・対物事故」といいます。)が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ^{※6}がある生産物に対して実施される場合も対象となります。

被保険者が生産物^{※3}のかしに起因して、リコール^{※7}を実施することにより生じた費用^{※5}を負担することによる損害を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に關し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限ります。

- (a) 死亡・後遺障害
- (b) 治療に要する期間(傷害を被った日または発病日から治療するまでに要した期間をいいます。)が30日以上となる傷害・疾病
- (c) 一酸化炭素中毒
- (d) 火災による財物の焼損

- *3 リコール特約における「生産物」には、PL保険制度で規定する「生産物」のほか、それを原材料・部品・容器・包装として使用し、製造・加工された財物、これに付随して提供される部品を含みます。
- *4 充実補償リコール特約における「リコール」とは、対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。
- *5 リコールが被保険者以外の人により実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含まれます。
- *6 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装の製造・販売等、食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じた生産物については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償の対象となります。
- *7 限定補償リコール特約における「リコール」とは、上記(a)～(d)の重大事故の拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

事例

<p>充実 ○ 限定 ×</p>  <p>製造したアイスが折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。</p>	<p>充実 ○ 限定 ×</p>  <p>製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。</p>	<p>充実 ○ 限定 ×</p>  <p>販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。</p>
<p>充実 ○ 限定 ○</p>  <p>液晶テレビのトランス回路の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼損。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。</p>	<p>充実 ○ 限定 ○</p>  <p>魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。</p>	<p>充実 ○ 限定 ○</p>  <p>ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。</p>

- ※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。
- ① 保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること ② リコールの対象となる生産物が日本国内に存在すること
- ③ 充実補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになること
 - 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(インターネットのみによるものを除く)
 - リコール実施についての行政庁の命令
- ④ 限定補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施が客観的に明らかになること
 - 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - リコール実施についての行政庁の命令
- ※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

補償内容のご加入タイプについて

PL保険制度

1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

- ① 被害者に対し法律上支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です
- ② 保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用
- ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用

- ④ 賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当や搬送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金のお支払方法>

- ① 損害賠償金はその損害額から免責金額(自己負担額)を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。
- ②～⑤は、実額をお支払いします。ただし、②の訴訟費用について①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由等によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、労働争議、騒ぎ、暴動や地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
- ・排水、排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ・生産物自体、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた(加えられるべきであった場合を含みます)財物自体の損壊・修理・交換・使用不能(財物の一部のかしまたは欠陥によるその財物の他の部分の損壊、修理、交換または使用不能を含みます。)
- ・生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物のリコール費用(生産物のリコール費用についてはリコール特約で対応いたします。なお、特約付帯の有無にかかわらず、必要なリコール等の措置は適切に講じていただく必要があります。)
- ・日本国外で発生した事故または日本国外でなされた損害賠償請求、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害
- ・過及日[※]より前に発生したPL事故
- ・医薬品等[※]、食品、農業について生産物の意図または期待された効能が発揮できなかったことに起因する損害
- ・他人の生命や身体を害する人身事故や、他人の物を損壊した物損事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
- ・他人の生命や身体を害する人身事故や、他人の物を損壊した物損事故が発生しない精神的被害[※]

*8 過及日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3をご参照ください。

*9 医薬品等については、この他にも特有の免責があります。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせいただくか、約款の免責事由(「保険金を支払わない場合」等)をご参照ください。

リコール特約

限定補償リコール特約

1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、生産物のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。また、引受保険会社が通知を受けた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害(※)に対して保険金をお支払いします。

(※)リコールが被保険者以外の方によって実施される場合は、「回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害」と読み替えます。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③ 回収生産物が否かまたはかしの有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑧ 回収生産物の廃棄費用

●回収生産物の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用等は対象となりませんのでご注意ください。

2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくは法令違反
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者による脅迫行為・加害行為
- ③ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- ④ 消費期限等の品質保持期間を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑤ 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑥ 生産物の修理または代替品のかし
- ⑦ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- ⑧ 保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始日より前に事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき、または知っていたと合理的に推定されるとき[※]等

<保険金のお支払方法>

1回のリコールについてお支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して保険期間を通じご加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収した金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合(90%)

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始日より前に知ったまたは知ったと合理的に推定されるときは、保険会社は、次のi、iiのうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- i この保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額
- ii 回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときのリコール特約付保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

リコール特約 [任意加入]

充実補償リコール特約

1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、生産物のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。また、引受保険会社が通知を受けた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害(※)に対して保険金をお支払いします。

(※)リコールが被保険者以外の方によって実施される場合は、「回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害」と読み替えます。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③ 回収生産物が否かまたはかしの有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物の修理費用
- ⑤ 代替品の製造原価または仕入原価
- ⑥ 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価
- ⑦ 回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑧ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用

- ⑨ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑩ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑪ 回収生産物の廃棄費用
- ⑫ 信頼回復広告費用
- ⑬ 在庫品廃棄費用
- ⑭ コンサルティング費用(※)

(※)リコールが被保険者以外の方により実施される場合は対象外

<保険金のお支払方法>

1回のリコールについてお支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して保険期間を通じご加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収した金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合[※]

*10 「縮小支払割合」は上記①～⑭の費用については90%、⑬⑭の費用については100%とします。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始日より前に知ったまたは知ったと合理的に推定されるときは、保険会社は、次のi、iiのうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- i この保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額
- ii 回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときのリコール特約付保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

●次の費用はご加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)の内枠で、1回のリコールおよび保険期間中につきそれぞれ次の金額を限度とします。

⑬信頼回復広告費用 500万円 ⑭在庫品廃棄費用 200万円

2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ① 自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機が生産物またはその原材料・部品・容器・包装である場合は、そのかきに起因する生産物の回収等により生じた損害
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- ③ 戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議
- ④ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- ⑤ 消費期限等の品質保持期間を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥ 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑦ 生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ
- ⑧ 牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
- ⑨ 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為
・被保険者(法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務の執行機関を含みます。)
- ⑩ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- ⑪ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑫ 保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始日より前に事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき、または知っていたと合理的に推定されるとき[※]等

詳細は約款の免責事由(「保険金を支払わない場合」等)をご参照ください。

PL保険制度

次の4タイプからお選びください。

支払限度額 <1請求および保険期間中、対人・対物共通(合算)>			
S型	A型	B型	C型
5,000万円	1億円	2億円	3億円
免責金額(自己負担額) <1請求あたり>			
3万円			

●「食中毒利益担保特約」のご案内:飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒の発生により営業が休止または阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒利益担保特約」にご契約いただくことができます。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

リコール特約 [任意加入]

充実補償と限定補償について、それぞれ支払限度額が3,000万円と1億円の2タイプを設定しています。PL保険制度のご加入タイプに拘らず、これらの4タイプからお選びいただけます。

充実補償リコール特約		限定補償リコール特約	
3,000万円タイプ	1億円タイプ	3,000万円タイプ	1億円タイプ
・保険期間中の支払限度額3,000万円 (縮小支払割合90% [※])	・保険期間中の支払限度額1億円 (縮小支払割合90% [※])	・保険期間中の支払限度額3,000万円 (縮小支払割合90% [※])	・保険期間中の支払限度額1億円 (縮小支払割合90% [※])

*11 リコール特約は、損害の額に縮小支払割合90%を乗じた額を保険金としてお支払いいたします。ただし、充実補償リコール特約でお支払いする費用のうち、在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

免責金額(自己負担額)
なし ●リコール特約全てのタイプ共通

●加入依頼書の告知事項申告欄3.のご回答の事故件数が2件以上となる場合、充実補償リコール特約は付帯いただけません。ただし、その場合であっても、限定補償リコール特約は付帯いただけます。



1	保険証券総支払限度額の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度においては、加入者の個々の支払限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体での支払限度額(保険証券総支払限度額)が、200億円を下限とし、「加入者数×1億円×(0.5%～2.0%)」で設定されます。 ・この契約全体でお支払いした法律上の損害賠償金[※]の額が、保険証券総支払限度額に達したときは、ご契約者から所定の期間内において総支払限度額を増額する請求がなされ、引受保険会社がこれを承認する等の手続きが行われない限り、以後法律上の損害賠償金[※]をお支払いすることができません。 ・なお、保険金は加入者の損害(賠償金、争訟費用等)が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きが完了した順に支払われます。 *12 左記「PL保険制度」1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法」の①の保険金を指します。
2	次年度以降の保険料の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本保険制度全体の実績により、次年度以降、保険料の調整が行われることがあります。
3	過及日	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、中小企業製造物責任制度対策協議会または全国商工会議所PL団体保険制度用の保険約款に基づく生産物賠償責任保険契約(以下「協議会契約」といいます。)において被保険者となった最初の日をいいます。ただし、協議会契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の初日までの間に非加入期間がある場合において、その非加入期間が保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、非加入期間が終了した日をいうものとします。

ご加入にあたって

1 中小企業PL保険制度に加入できる方

本制度に加入できる方は、中小企業基本法に定められている中小企業者¹³のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体¹⁴に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

- LPガス販売、旅館経営、航空機(部品を含む)製造、専門職業者(税理士、薬局、売店等)等は、本制度の対象にはなりません。
- 工業等を行っている会員企業様は「リコール特約」を付帯できません。
- 中小企業等協同組合法に規定する組合については、引受保険会社までお問い合わせください。

	資本金	従業員数	資本金	従業員数
*13 小売業	5,000万円以下	または 50人以下	卸売業	1億円以下 または 100人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下	製造業 その他	3億円以下 または 300人以下

*14 全国各地の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会傘下の協同組合等

2 2016年度募集期間・加入期間

※保険料振込締切日が、土・日・祝日の場合はその直前の営業日となります。

	募集期間	保険料振込締切	加入期間
新規更新	2016年4月1日から 2016年5月31日まで	2016年5月31日(火)	2016年7月1日 午後4時から 2017年7月1日 午後4時まで
中途	2016年6月1日以降	毎月末日*	保険料振込月の翌々月の1日午前0時から 2017年7月1日午後4時まで

3 保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」(PL保険制度)、リコール特約をセットされる場合はその種類と「加入タイプ」により保険料が算出されます。上記の5点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出いたします。

- ①前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます(事業を開始してから1年未満である等、把握できる期間が1年に満たない場合は保険始期が属する年度の事業計画の見込み売上高を使用します。詳細は募集代理店または引受保険会社へお問い合わせください)。実際のご加入にあたっては、前年度売上高に関する確認資料(決算資料コピー等)のご提出が必要となります。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- ②中小企業PL保険制度では、すべての生産物・仕事を保険の対象として引受けします。一部の部門・業種・製品または仕事のみを限定した引受けは行いませんのでご注意ください。
- ③最低保険料(1,000円)が適用されます。なお、充実補償リコール特約を付帯される場合は、特約単独で最低保険料(30,000円)が適用されます。

4 保険料のお振込みとご加入手続き

更新加入のお客様と新規(中途)加入のお客様で、保険料お振込み方法が異なっておりますのでご注意ください。

万一事故が発生した場合

PL保険制度

損害賠償請求がなされた場合、損害賠償請求がなされるおそれのある事故またはその原因となる事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、その事故または事由の具体的状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、通知のあった「損害賠償請求がなされるおそれのある事故または事由」に起因して保険期間終了後5年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします(末日まで保険が有効であった場合に限り)。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

リコール特約

回収決定の原因となる事故の発生またはそのおそれを知ったときは、遅滞なくその事故または原因もしくは事由の具体的状況等を、また、回収が決定した場合は、すみやかに回収の方法等の所定の事項を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には保険金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【ご連絡いただく主な事項】・事故発生の日時・場所・事故の原因・状況・被害者の住所・氏名・受けた損害賠償請求の内容
・保険契約の内容(加入者名、加入者番号、加入タイプ等。後日送付される加入者証にてご確認ください)・その他の必要事項

<示談交渉サービスは行いません>この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者¹⁶は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者¹⁶が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者¹⁶に弁済をした金額または被害者¹⁶の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者¹⁶に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者¹⁶が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者¹⁶に対して直接、保険金を支払う場合

*16 リコール特約においては、回収等実施者と読み替えます。

- 告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(損害サービス等については、原則として募集代理店所属保険会社が他の引受保険会社の引受割合分も合わせて代理・代行を行います。幹事保険会社、取扱保険会社の担当業務の詳細は保険約款によります。)各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合(7/1までに決定)につきましては団体窓口にご確認いただけます。

- ①廃業、倒産、吸収合併の場合、②商工3団体の会員でなくなりかつ中途脱退の申出があった場合等を除き中途脱退ができませんので、ご注意ください。詳細はお問い合わせください。

- 通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害賠償責任保証機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金に)まで補償されます。

- 脱退、訂正等により返還保険料が発生する場合、保険料の返戻までに約3ヶ月の期間がかかります。
- 募集代理店は委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、募集代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

- 重大事由による解除について:以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、前記補償の対象となります。詳細は、募集代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- このパンフレットは、中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)の概要をご紹介します。詳細は保険約款をご参照ください。保険金のお支払い条件、ご加入手続、その他ご不明な点がございましたら、募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願いいたします。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合等

●この保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

- この保険契約は本パンフレット記載の引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が事務管理部分について幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。

●ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、前記補償の対象となります。詳細は、募集代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- このパンフレットは、中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)の概要をご紹介します。詳細は保険約款をご参照ください。保険金のお支払い条件、ご加入手続、その他ご不明な点がございましたら、募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願いいたします。

その他注意

- 1 現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたらすぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2016年7月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容と異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 2 加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。もちろん補償はお手続日に応じた始期日からスタートしておりますのでご安心ください。
- 3 パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。
- 4 保険期間中の「ご加入タイプの変更」はできませんのでご注意ください。
- 5 リコール特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL保険制度加入時(更新時を含む)にご加入いただきますようよろしくお願いいたします。

更新加入

更新加入のお客様

銀行振込

- ①「更新加入依頼書」右下の「更新保険料お振込先」に記載している三菱東京UFJ銀行の指定口座へ保険料をお振込みください。

お振込みは、各金融機関¹⁵の窓口、ATM、インターネットバンキングいずれでも可能です。
*15 銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・JAバンク(農協等)。ただし、ゆうちょ銀行からの振込みは、お客様のゆうちょ銀行口座からのみ可能です。
●振込手数料はご加入者様の負担となりますので、振込手数料は差し引かずにお振込みください。なお、振込手数料は、振込元金融機関・振込方法・振込金額等によって異なりますので、ご注意ください。
●振込口座はお間違えないようご注意ください。振込口座を間違えた場合、入金を確認できず契約が成立しない可能性があります。
●指定の振込口座は更新保険料お振込み時1回のみご利用いただけます。2回目以降のお振込みはできませんのでご注意ください。
●更新保険料の振込金額に誤りがあった場合は募集代理店にご連絡ください。

- ②更新保険料をお振込み後、更新加入依頼書右下の「保険料振込日」「振込元金融機関(カナ)」「支店名(カナ)」欄へのご記入をお願いいたします。
- ③更新加入依頼書は更新保険料をお振込みいただいた後、忘れずに募集代理店にご提出ください。保険料のお振込みと加入依頼書のご提出があって、はじめてご加入手続が成立いたします。

新規・中途加入

新規(中途)加入のお客様

ゆうちょ銀行(郵便局)窓口でのお振込み

保険料をお振込後、ゆうちょ銀行から以下の2点が返却されます。

- ①「振替払込請求書兼受領書」
→お客様にて保管してください。
- ②「振替払込受付証明書」
→「加入依頼書」(6枚複写)の2枚目の指定箇所に貼付してください。

- ①所定の「振替用紙」に払込人住所氏名、金額(保険料)の他必要事項をご記入ください。(必ず所属団体用の振替用紙をご使用ください。)

所属団体ごとに、振替用紙が別になっています。区別を明らかにするため、用紙のタイトルが色分けされています。
●日本商工会議所 **青色** ●全国商工会連合会 **緑色** ●全国中小企業団体中央会 **ローズ色**

全国商工会議所PL団体保険制度<中堅・大企業向>の振替用紙はご使用になれませんのでご注意ください。

- ②ご記入された「振替用紙」を使用し、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口から保険料をお振込みください。(払込手数料は払込人負担となっておりますのでご注意ください。)2007年1月から、金融機関での10万円を超えるお振込み時には本人確認(登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示)が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、お振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。本保険制度の保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

- ③加入依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、6枚目(加入者控)をはずし、すみやかに、募集代理店にご提出ください。